

地域密着型特別養護老人ホーム おかりや

管理運営規程

白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院  
地域包括福祉支援センター おかりや



白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院  
地域密着型特別養護老人ホーム おかりや 管理運営規程

**第1章 総 則**

**(趣旨)**

第1条 この規程は、白山石川医療企業団公立松任石川中央病院が開設する地域密着型特別養護老人ホーム おかりや（以下、「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

**(基本方針)**

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

**(定員)**

第3条 施設の入居定員は29名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) ユニット数         | 3 ユニット     |
| (2) ユニットの名称及び入居定員 | 1 あさがお 10名 |
|                   | 2 さくら 10名  |
|                   | 3 はまなす 9名  |

**(施設の名称及び所在地等)**

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| (1) 名称  | 地域密着型特別養護老人ホーム おかりや |
| (2) 所在地 | 石川県白山市倉光三丁目8番地      |

**第2章 施設の従業者、入居定員及び勤務時間等**

**(従業者の区分及び定数)**

第5条 施設に次の従業者を置く。

- |               |        |
|---------------|--------|
| (1) 管理者       | 1 名    |
| (2) 生活相談員     | 1 名以上  |
| (3) 介護支援専門員   | 1 名以上  |
| (4) 介護職員      | 14 名以上 |
| (5) 看護職員      | 1 名以上  |
| (6) 機能訓練指導員   | 1 名以上  |
| (7) 医師        | 1 名    |
| (8) 管理栄養士・栄養士 | 1 名 以上 |

2 前項に定めるもののほか、必要ある場合はその他の従業者を置くことができる。

**(職務)**

第6条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。  
管理者に事故あるときはあらかじめ企業長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

(2) 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言を行う。

(3) 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(4) 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 医師

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(8) 管理栄養士・栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

### 第 3 章 設 備 及 び 備 品 等

#### (居室)

第7条 施設は、入居者の居室に、ベッド・ナースコール等を備える。

#### (共同生活室)

第8条 共同生活室は、必要な広さを有するものとし、備品等を設ける。

#### (浴室)

第9条 浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

#### (洗面所及び便所)

第10条 施設は、必要に応じて各所に洗面所や便所を設ける。

### 第 4 章 契 約 及 び 運 営

#### (内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

#### (受給資格等の確認)

第12条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

#### (入退居)

第13条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人福祉施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議する。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人その家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 8 管理者は、入居者に次の事由が生じた場合は、入居者の家族に対し30日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。
  - (1) 入居者が無断で退居し、7日間経過しても帰所の見込みがないとき。
  - (2) 入居者が入院し、明らかに3か月以上入院することが見込まれるとき。
  - (3) 入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
  - (4) 入居者が負担すべき費用を3か月間滞納したとき。
- 9 入居者に次の事由が生じた場合は、契約を終了するものとする。
  - (1) 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。
  - (2) 入居者が死亡したとき。
  - (3) 入居者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
  - (4) 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
  - (5) 入居者が入院した後、おおむね3か月を経過しても退院できないとき。
  - (6) 他の介護保険施設への入居が決まり、その受け入れができる状態になったとき。
- 10 管理者は、入居者の退居に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、円滑な退居の為に必要な援助を行う。

## 第5章 サービス

### (地域密着型施設サービス計画の作成)

第14条 施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成にあたっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱え

る問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービスの介護の内容、及び留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入居者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行う。
  - (1) 定期的に入居者に面接する。
  - (2) 定期的モニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
  - (1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合
  - (2) 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

#### **(地域密着型施設サービスの取扱方針)**

第15条 地域密着型施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 地域密着型施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 地域密着型施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 地域密着型施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の従業者は、地域密着型施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。

- 6 施設は、地域密着型施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- 7 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その内容及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

#### **(介護の内容)**

第16条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 施設は、入居者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は、前各項に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者により介護を受けさせない。

#### **(食事の提供)**

第17条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が食堂で食事を摂ることを支援する。

#### **(相談及び援助)**

第18条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他援助を行う。

#### **(社会生活上の便宜の供与等)**

第19条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

**(機能訓練)**

第20条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

**(健康管理)**

第21条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

**(入居者の入院期間中の取扱)**

第22条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3か月以内に退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

**(利用料及びその他の費用の額)**

第23条 サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額を受けるものとする。ただし、食費、居住費については、入居者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。又、下記利用料及びその他の費用において、料金を明示したもの以外は、実費を徴収する。

(1) 食費 1,550 円 (日額) 朝食：350 円 昼食：600 円 夕食：600 円

(2) 居住費 ユニット型個室 2,100 円 (日額)

(3) 入院外泊時の居室料負担金 2,100 円 (日額)

(4) 理美容代

(5) その他の日常生活費

ア 日常生活の身の回り品

イ 教養娯楽として日常生活に必要なもの

ウ 健康管理費・私物のクリーニング代 (外部のクリーニング店が行うもの)

エ 外出、外泊、入院中のオムツ代

オ 行政手続きの費用

(6) サービス提供とは関係のない費用

ア 個人用の日用品で、個人の嗜好による物品

イ 個人用の日用品で、個別の希望に応じて立替払いで購入した費用

ウ 個人の希望に応じ、施設が代わって購入する雑誌、新聞等の代金

エ 施設が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を超えるもの

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、その提供にあたって、あらかじめ入居者又はその家族に対し、内容及び費用を文書で説明した上で、同意について入居者等の署名を受けることとする。

4 前第1項の法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入



居者に交付する。

#### **(利用料の変更等)**

第24条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により周知するものとする。

## **第 6 章 留 意 事 項**

### **(日課の励行)**

第25条 入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

### **(面会時間及び消灯時間)**

第26条 面会時間は、原則、午前9時から午後8時までとする。また、消灯時間は、午後9時とする。

### **(喫煙)**

第27条 施設敷地内は、禁煙とする。

### **(飲酒)**

第28条 施設内は、原則、禁酒とする。

### **(外出及び外泊)**

第29条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設側に届け出ることとする。

### **(健康保持)**

第30条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

### **(衛生保持)**

第31条 入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。

### **(禁止行為)**

第32条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (7) セクシャルハラスメント行為
- (8) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を行い、無断でSNS等に掲載すること。

### **(入居者に関する白山市への通知)**

第33条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付して、その旨を白山市に通知する。

- (1) 正当な理由無しにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき認められるとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

## 第7章 従業者の服務規程と質の確保

### (従業者の服務規程)

第34条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- (3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

### (衛生管理)

第35条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、定期的を開催するとともに、指針を整備し、定期的研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

### (従業者の質の確保)

第36条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

### (個人情報の保護)

第37条 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し個人情報を使用する場合は、入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

### (虐待防止に関する事項)

第38条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。
  - (4) 入居者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
  - (5) 虐待の防止に関する担当者(看護師長 西野 浩子)
- 2 施設は、サービス提供中に、職員又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに白山市に通報する。

### (身体拘束)

第39条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど

厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を順守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告する。

3 施設は、介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## 第 8 章 緊 急 時 及 び 非 常 時 の 対 応

### (緊急時の対応)

第40条 従業員は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

### (事故発生時の対応)

第41条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに白山市及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、施設及び従業員の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

3 事故発生の防止のための、委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的に施設内研修を実施することとする。

### (非常災害対策)

第42条 施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業員に対し周知徹底を図るため、定期的に避難、その他必要な訓練等を実施する。

### (損害賠償)

第43条 施設は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## 第 9 章 そ の 他

### (地域との連携)

第44条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

### (勤務体制等)

第45条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定める。

2 入居者に対するサービスの提供は、従業員によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

### (記録の整備)

第46条 施設は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

### (苦情処理)

第47条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処する

ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 施設は、提供するサービスに関して、白山市からの文書の提出・提示の求め、又は白山市職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するものとする。白山市からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 4 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

#### **(提示)**

第48条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

- 2 前項に規定する事項を記載した書面を施設内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

#### **(協力医療機関)**

第49条 施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ公立松任石川中央病院又は公立つぎ病院を協力医療機関として定めている。

#### **(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)**

第50条 施設及び従業者は、居宅介護事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいけない。

- 2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいけない。

#### **(貴重品等の保管)**

第51条 施設は、原則として所持金等を保管しないものとする。ただし、やむを得ない事情により預かるときは、管理者が管理責任者になるとともに取扱職員を定めるものとする。

- 2 所持金品の預け払いについては、取扱職員は管理者の承認を得て行うものとする。また、預け払いの状況は、受払帳簿（預貯金、現金にあっては金銭出納簿）に正確に記録する。

#### **(その他)**

第52条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。